

令和4年度入学予定のみなさんへ (手続きは「入学後」となります。)

しょうがくきゅうふきん

～高校生等奨学給付金のお知らせ～ (返還の必要はありません。)

福岡県

福岡県では、国の制度を活用して、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、**生活保護(生業扶助)受給世帯**又は、**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯**に対し、授業料以外の教育に必要な経費(修学旅行費、教科書費、教材費、PTA会費、入学学用品費等)への支援を行うために、高校生等奨学給付金を支給しています。

支給の回数は、1人の高校生等に年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回、高等学校等の専攻科に通う高校生等は2回(修業年限が1年の場合は1回))が上限です。

■対象となる世帯は…?

世帯の状況(当該年度7月1日現在)が、次の全てに該当する世帯

- (1)生活保護(生業扶助)受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯である。 ※ この奨学給付金は、**生活保護の収入認定から除外**されます。
- (2)保護者(親権者)が福岡県内に住所を有すること。
※ 保護者が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。
- (3)生徒が高等学校等に在学していること。
※ 高等学校等とは、高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程・高等専門学校・高等学校等専攻科等のこと(特別支援学校の高等部は含まれません。)です。
- (4)生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等に入学し、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等であること。

■生徒1人あたりの支給額は…?

当該年度7月1日現在の世帯の状況に応じ、高校生等1人につき次の金額が支給されます。

世帯区分	生徒区分	給付額(国公立)	給付額(私立)	
生活保護(生業扶助)受給世帯	全日制・定時制・通信制に在籍する者	32,300円	52,600円	
	専攻科に在籍する者	48,500円	50,100円	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯	全日制・定時制に在籍する者	・高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯の高校生等	110,100円	129,600円
		・高校生等が2人以上いる世帯の2人目の高校生等 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等	141,700円	150,000円
	通信制、専攻科に在籍する者	48,500円	50,100円	

■奨学給付金の支給を受けるには…?

高等学校等入学後、各学校での手続きが必要となります。支給は、令和4年7月以降の手続き完了後です。

申請書の配布や、手続きについての詳しい説明は、入学後、各学校で行います。

なお、申請手続きに当たっては、世帯の状況に応じて生活保護受給証明書や所得に関する証明書(マイナンバーカードの写し等又は所得課税証明書等)、健康保険証等のコピーが必要です。

※上記の内容は、国の制度改正等により変更となることがあります。

令和4年度入学予定のみなさんへ (手続きは「入学後」となります。)

高等学校等の授業料について

(高等学校等就学支援金のお知らせ)

福岡県

高等学校等の授業料について、世帯年収が910万円未満程度(※)の場合、高等学校等就学支援金の支給を受けることができます。

就学支援金は、授業料に充てられ、公立高等学校等は実質無償、私立高等学校等は軽減が図られます。

※ 保護者の一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合の目安です。

※ 専攻科は、世帯収入が380万円未満程度の場合、授業料に係る支援が受けられます。

■支給額(授業料に充てる額)は…?

〔公立〕

全日制(月額)		9,900円
定時制(月額)	単位制以外	2,600円または2,700円
	1年で履修する単位制	130円/1単位あたり
	半年で履修する単位制	260円/1単位あたり
通信制(年額)		300円/1単位あたり
専攻科(月額)	年収目安270万円未満	9,900円
	年収目安270~380万円未満	4,950円

〔私立〕(支給上限額)

全日制(月額)	年収目安590万円未満	33,000円
	年収目安590~910万円未満	9,900円
通信制(年額)		4,812円/1単位あたり(基準額)
専攻科(月額)	年収目安270万円未満	35,600円
	年収目安270~380万円未満	17,800円

■就学支援金の支給を受けるには…?

高等学校等入学後、各学校での手続きが必要となります。

申請書の配布や、手続きについての詳しい説明は、入学後、各学校で行います。

なお、申請手続きに当たっては、原則としてマイナンバーカードの写し(マイナンバーが表示された住民票でも可)が必要です(※)。

※ 生活保護(生活扶助)を受給されている方やマイナンバーカードの写しの提出が困難である場合には、生活保護受給証明書や課税証明書(課税標準額や市町村民税の調整控除額等が分かるもの)が必要です。

このほかにも、教育費の支援制度がありますので、詳しくは福岡県のホームページをご覧ください。
トップページ> 教育・分化・スポーツ> 教育行政> 教育施策> 令和3年度教育費の支援制度のお知らせ

公立高校等担当・・・

福岡県教育庁財務課学校予算係

092-643-3866

私立高校等担当・・・

福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課私学第三係

092-643-3139